

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:345隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 9月30日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を 有する者のうち、No.13の許可を有 しない者	○	○
2	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:362隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を 有する者のうち、No.13の許可を有 しない者	○	○
3	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:8隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
4	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:8隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
5	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:9隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
6	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:9隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
7	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:15隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 9月30日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡 平生町、同郡上関町及び柳井市に漁 業根拠地を有する者のうち、No.13 の許可を有しない者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
8	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:15隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡 平生町、同郡上関町及び柳井市に漁 業根拠地を有する者のうち、No.13 の許可を有しない者	○	○
9	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:3隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
10	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:3隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
11	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第一種 (小手繰網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 11月30日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
12	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:1隻)	5トン未満		別記1	1月1日から 12月31日まで	山口県光市及び熊毛郡田布施町、同 郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地 を有する者のうち、No.13の許可を 有しない者	○	○
13	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (餌びき網)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:25隻)	3トン未満 (公示時点で3ト ン以上の船舶で 許可を受けてい る者について は、許可証に記 載してある総ト ン数以下)		別記2	1月1日から 12月31日まで	山口県熊毛郡上関町、柳井市及び大 島郡周防大島町に漁業根拠地を有す る者のうち、小型機船底びき網手繰 第三種(桁網)の許可を有しない者	○	○ (ただ し、3トン 以上につ いては承 継不)

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
14	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網) (県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:19隻)	5トン未満		別記3	4月1日から 翌年3月31日 まで	大分県において小型機船底びき網手 繰第二種漁業の許可を有する者のう ち、周防灘における山口県、福岡県 及び大分県の間における小型機船底 びき網漁業の調整に関する協定によ り締結された山口県と大分県の間 の入漁協定に基づいて入漁する者		○
15	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種漁 業(えびこぎ網) (県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:46隻)	5トン未満		別記4	6月1日から 翌年2月28日 まで	福岡県において小型機船底びき網手 繰第二種漁業の許可を有する者のう ち、周防灘における山口県、福岡県 及び大分県の間における小型機船底 びき網漁業の調整に関する協定によ り締結された山口県と福岡県の間 の入漁協定に基づいて入漁する者		○
16	小型機船 底びき網 漁業	小型機船底びき 網手繰第二種 (えびこぎ網) (県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:82隻)	5トン未満		別記5	4月1日から 翌年3月31日 まで	愛媛県において小型機船底びき網手 繰第二種漁業の許可を有する者		○
17	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第二種 (なまここぎ 網)(県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:3隻)	3トン未満		別記6	覚書により定 められた日か ら翌年3月31 日まで	広島県において小型機船底びき網手 繰第三種漁業の許可を有する者のう ち、山口県と広島県のとしかい・な まこ漁業の入漁に係る覚書に基づ いて入漁する者		○
18	小型機船 底びき網	小型機船底びき 網手繰第三種 (貝桁網) (県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:46隻)	5トン未満		別記7	覚書により定 められた日か ら翌年3月31 日まで	広島県において小型機船底びき網手 繰第三種の許可を有する者のうち、 山口県と広島県のとしかい・なまこ 漁業の入漁に係る覚書に基づいて入 漁する者		○
19	瀬戸内海 機船船び き網	いわし瀬戸内海 機船船びき網 (ひき船を使用 しない)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている隻 数:10隻)	10トン未満		別記8	1月1日から 12月31日まで	山口県大島郡周防大島町大字浮島に 漁業根拠地を有する者	○	○

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(本庁許可のうち瀬戸内海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
20	瀬戸内海 機船船び き網	いわし瀬戸内海 機船船びき網 (ひき船を使用 しない)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている隻 数:2隻)	10トン未満		別記9	1月1日から 12月31日まで	山口県柳井市に漁業根拠地を有する 者	○	○
21	瀬戸内海 機船船び き網	いわし瀬戸内海 機船船びき網 (ひき船を使用 しない)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 の数:2隻)	10トン未満		別記10	1月1日から 12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧同郡橘 町(同郡周防大島町大字浮島を除 く。)に限る)に漁業根拠地を有す る者	○	○
22	瀬戸内海 機船船び き網	いわし瀬戸内海 機船船びき網 (ひき船を使用 しない)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている隻 数:4隻)	10トン未満		別記11	1月1日から 12月31日まで	山口県大島郡周防大島町(旧同郡東 和町に限る。)に漁業根拠地を有す る者	○	○
23	はえ縄	たい・はも・あ なご・ふぐはえ 縄(県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:15隻)	5トン未満 (公示時点で5ト ン以上の船舶で 許可を受けてい る者について は、許可証に記 載してある総ト ン数以下)	定めなし	別記12	4月1日から 翌年3月31日	愛媛県において同様の漁業種類の許 可を有する者		○
24	はえ縄	ふぐはえ縄(県 外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:1隻)	5トン未満	定めなし	別記13	4月1日から 翌年3月31日	愛媛県において同様の漁業種類の許 可を有する者		○
25	はえ縄	ふぐ・あなごは え縄(県外船)	0隻(許可又は起業の 認可を受けている船舶 等の数:7隻)	5トン未満 (公示時点で5ト ン以上の船舶で 許可を受けてい る者については 許可証に記載し てある総トン数 以下)	定めなし	別記14	ふぐ: 10月1日から 翌年3月31日 まで あなご: 12月15日から 翌年3月31日 まで	広島県において同様の漁業種類を営 む者のうち、山口県と広島県との間 において締結された各種漁業の入漁 協定に基づいて入漁する者		○ (ただ し、5トン 以上につ いては承 継不可)